

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

不適合グレードについては以下のURLをクリックしてください。

<http://www.tepco.co.jp/nu/kk-np/incomp/image1.pdf>

平成26年9月25日に不適合管理委員会で確認した不適合事象は、下記のとおりです。

なお、不適合管理委員会で確認した事象の内容から、審議時点で想定する対応(点検、修理、調査等)などを付記しております。

1. GⅠグレード 0件
2. GⅡグレード 0件
3. GⅢグレード 7件

NO.	号機等	不適合事象	備考
1	2号機	タービン建屋補機冷却水系熱交換器(B)海水ドレン弁にシートパスを確認した。当該弁を点検・修理。	
2	2号機	タービン建屋補機冷却水系熱交換器(B)水室フランジ下部の床面に海水が滴下(約30cc、汚染なし)していることを確認した。拭き取り実施、受けパン設置済み。当該部を点検・修理。	
3	3号機	各所蒸気漏えい温度多点監視装置のディスプレイ画面に表示不良を確認した。当該装置を点検・修理。	
4	4号機	ダスト放射線モニタ(A)の異常を示す警報が発生し、装置が停止したことを確認した。当該装置を点検・修理。	
5	4号機	ダスト放射線モニタの起動時、故障を示す警報が発生し、起動できないことを確認した。当該装置を点検・修理。	
6	5号機	電動機駆動消火ポンプ流量計入口弁の点検時、シート面に異物の噛みこみによる傷を確認した。当該弁を修理。	
7	5号機	原子炉補機冷却海水系ポンプ(D)の点検時、ポンプベースレベル(ポンプの傾き)が許容値を逸脱していることを確認した。当該ポンプベース(固定支持部)を修理。	